

傾聴サークル こもれ陽 規約

(名称)

第1条 本会は、傾聴サークル こもれ陽 と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、杉並区内の「代表者宅」に置く。

(目的)

第3条 本会は、傾聴ボランティア活動を通じ、話し手の方との良好な関係を築くこと及び会員相互の友好的関係を図ることを目的とする

(方針)

第4条

- ・会員は国籍・性別を問わず活動を共に行う。
- ・本会は政治・宗教・営利を目的としない。

(活動の種類)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ・地域施設における傾聴活動
- ・各種施設・個人宅への訪問傾聴活動
- ・会員相互の傾聴技術向上のための研修
- ・地域で行われる行事への参加

(会員)

第6条 本会の会員は次の2種類とする。

- ・正会員は、本会の目的に賛同して入会したものとする。
- ・賛助会員は、本会の活動に賛同するために入会したものとする。

(会員の権利)

第7条 正会員は、総会における議決権を有し、本会の活動に参画するとともに本会が設定するメンバーリストにより、情報の提供及び情報交換の場に参画することができる。ただし、賛助会員はこの限りではない。

(遵守事項)

第8条 本会の活動に参加、参画する会員は次の各項を遵守しなければならない。

- ・会員は活動に際して知りえた個人情報を漏洩してはならない。
- ・当会の名称を使用して活動する場合は事前に世話人会の承認を得なければならない。
- ・ボランティア保険に加入すること。

(入会)

第9条 入会は、すぎなみ地域大学主催（特定非営利法人さらプロジェクト企画運営）の傾聴ボランティア講座を修了した者およびそれに準ずる傾聴講座の受講修了者とする。

(会費)

第10条 会員は以下の会費を別途定める本会の振込先口座に納入しなければならない。

- ・正会員は 3,000 円
- ・賛助会員は別途定める。

(退会)

第11条 会員は退会届を提出して任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- ・本人が死亡した時。
- ・会費を1年以上納入しないとき。

(役員の種類・定数)

第12条 本会に次の役員を置く

- ・世話人 3人以上8人
- ・監事 1人

世話人のうち1人を代表、2人以内を副代表、1人を会計とする

(選任等)

第13条 世話人及び監事は世話人会の推薦に基づき、総会にて選任する。

2 代表、副代表、会計は世話人の互選とする。

3 監事は世話人が兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、会長を補佐し、代表に事故ある時または代表が欠けたときは、あらかじめ代表が指名した順序によりその職務を代行する。

3 会計は、会の出納業務・資産管理を行う。

4 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合、総会の議決により、解任することができる。

- ・心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められる時。
- ・職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(総会)

第17条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、次の事項について議決する。

- ・規約の変更
- ・活動の種類の変更
- ・事業計画及び収支予算
- ・事業報告及び収支決算
- ・役員を選任または解任
- ・その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催できない。

(議長・議決)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(表決権)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任す

ることができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- ・日時及び場所
- ・正会員総数及び出席者数（委任状提出者がある場合は、その数を付すこと。）
- ・審議事項
- ・議事の経過の概要及び議決の結果

(世話人会)

第 21 条 世話人会は世話人をもって構成する。

(機能)

第 22 条 世話人会は、次の事項を議決する。

- ・総会に付議すべき事項
- ・総会の議決事項の執行に関する事項
- ・その他会務の執行に関する事項

(開催)

第 23 条 世話人会は、原則として月 1 回開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ・代表が必要と認めたとき。
- ・世話人の 3 分の 1 以上から開催の請求があったとき。
- ・監事から職務遂行上必要と認め、開催の請求があったとき。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 この会の事業計画及び収支予算については世話人会が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 25 条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに世話人会が作成し、幹事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 26 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 27 条 この規約の変更は世話人会の議決を経て、総会出席者の 4 分の 3 以上の多数により決定する。

(附則) この規約は平成 25 年 4 月 28 日から施行する。

(改訂 1) この規約の第 1 回改定は平成 25 年 8 月 24 日。平成 25 年 9 月 1 日より施行する。

(改訂 2) この規約の第 2 回改定は平成 26 年 4 月 27 日。平成 26 年 4 月 1 日より施行する。